

1 緑「青梅の緑から地球の緑へ」

現状と課題

森林

針葉樹林が8割

奥多摩から続く豊かな山地が青梅市西部に広がっています。

平成15年の調査によると竹林および無立木地を除いた森林面積は6,455ha、うち80%がスギ・ヒノキなどの植林による針葉樹林で占められています。スギは青梅の「市の木」ですが、ヒノキとともに春先には花粉症の原因となることが近年問題視されています。

今、安価な輸入材におされ、長年かかって育てた木を切り出しても人件費・輸送費などがかさみ、林業を営むことが非常に難しくなっています。

手入れされなくなった山

間伐・枝打ち等の手入れがされない、あるいは雪害・風害による倒木が放置された植林地が増えつつあります。林床（山の地肌）も痩せた状態となり、土壌が流出する危険性も指摘されています。間伐を行い森に太陽の光を入れることが大切です。しかし平成13年の調査では林業就業者は市内にわずか22人。高齢者が多く、その人たちの長年の経験や知識を伝えるべき若い世代の林業従事者がほとんどいません。

また、山を維持管理していくのが困難になり、山を手放す人も増えています。

森林の恵み

「山が治まれば水が治まる」という言葉があります。森林の保水力は私たちの大切な水資源を守り、災害防止機能も持っています。大気をきれいにする力も忘れてはなりません。都市部の生活を支えるのは実は森林の恵みなのです。

林業の振興を図ることと、針葉樹の占める割合を減らし広葉樹との混交林を次第に増やしていくこと。荒れた山を健やかな姿に戻していくには、この二つの取組を並行して進めていく必要があります。

「森林は国民の共有財産だ」という考え方にに基づき、公的な資金を効果的に投入するシステムをつくり、広大な森林を手入れしていく必要があります。

青梅市の利用地種別森林面積（平成15年度）

	針葉樹	広葉樹	竹林	その他	合計
面積(ha)	5,169	1,286	5	40	6,500
構成比(%)	79.53	19.78	0.07	0.62	100.00

出典：東京の森林・林業

身近な自然（丘陵地・湧水・谷戸・平地林・湿地・崖線等）

里山として利用されてきた丘陵地

西から東に向かって山地は次第になだらかになり、丘陵となっています。丘陵地は青梅

の町の中心部を包み込むように広がり、やがて台地や平野に続きます。これらの景色が最も青梅らしい景色といえるでしょう。

私たちの先祖は丘陵地を里山として利用してきました。

青梅市内の丘陵地はクリ・コナラなどからなる広葉樹林（雑木林）が多く、かつては薪や炭の原料を切り出すための山として、よく手入れがされていました。約20年ごとに木は伐採されて、林は再生を繰り返していました。

山からしみだす豊かな湧水を利用して谷戸（谷津）に田んぼを作り、山の落ち葉を掃き集め堆肥として田畑に入れていました。

里山の豊かな生態系

里山には人の営みに適応した多くの動植物が生息・生育していました。

人の手の入った林は適度に日当たりがあり、春先にはカタクリなどの花々もたくさん咲き、山も水辺も多様な生物のすみかとなり、アナグマ・タヌキ・イノシシ・ノウサギ・キツネ・テンといった哺乳類、ノスリ・オオタカ・フクロウなどの猛禽類も多く生息していました。

こうした生態系を含めた里山の風景は私たちがほっとさせます。

放置された里山を見直す動き

化石燃料などの利用が増加するにつれて、薪・炭の需要はほとんどなくなりました。また農薬の大量使用により、多くの動植物が激減し、機械化が難しく人手のかかる谷戸田は耕作を放棄するところが増えました。

現在、里山は経済的な価値がないと見なされ放置されているところが多いのですが、日本が長い年月をかけて生み出した循環型の生活文化として見直そうという動きも次第に盛んになってきています。

丘陵地の開発問題と保全

青梅市の丘陵地は、いくつもの大規模な開発事業が計画されていました。その多くは社会情勢の変化により計画の実施には至っていませんが、一部の開発計画は残っており、自然環境の保全と地域経済の発展という二つの側面から議論されています。

また、丘陵地、谷戸では廃棄物の不法投棄などによる土壌汚染や河川の汚染なども心配されます。

自然環境は市民みんなの財産です。開発においては市民の意見を取り入れる仕組みを作っていくことが重要です。

市街地に接していながら、身近な自然の宝庫である丘陵地と谷戸は、青梅の自然の大きな特徴です。それらの緑を連続したつながりとして残すことは、大切なことです。

平地林・崖線

市内東部にあった平地林は、都市化によりほとんど姿を消しました。残された平地林を保全する取組も必要です。

多摩川崖線の緑がマンション建築により徐々に失われていますが、今後は土地所有者の

理解のもと、緑地保全制度の活用などにより崖線の緑を残していく取組が必要です。

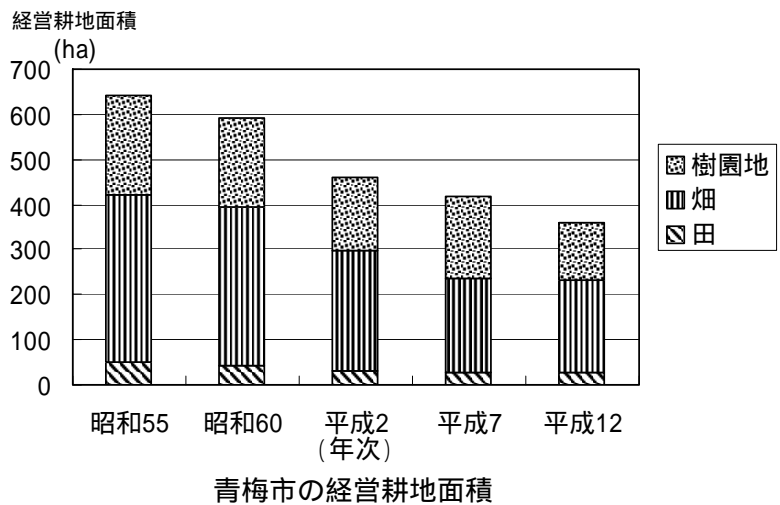
外来種問題・^{ひかりがい}光害

世界では、外来の生物が増えすぎて、その土地のもともとの生態系を損なう問題がクローズアップされています。日本でもオオブタクサ・ガビチョウ・アライグマなどの外来の生物種による影響が起こっており、そのため、外来種による被害の防止に向けて法律を作り、取り組もうとしています。

また、照明が自然界に及ぼす光害についても注意を払う必要があります。

農地

果樹園や水田、畑といった農村風景は私たちの心のふるさとであり、森林と同じように私たちの生活を守る大切な環境資源です。田畑に流れ込んだ雨水はそこに蓄えられ、ゆっくり地面にしみこみながら川に流れていきます。



出典：農業センサス

農地では温度や湿度が調整され、空気も浄化されます。そして落ち葉や生ごみなども堆肥として土に返すことができ、そこでとれた農産物は、私たちの命を支えているのです。

市内の農業の現状

東京の発展に連れて急速に人口が増え、市街化が進み、農地は次々に宅地化されていきました。現在、市内の農地は市の面積の10%以下で、農業従事者の高齢化や後継者不足、相続の問題などの課題があります。

食の安全と地産地消

農地が失われるにつれ、私たちの目から食物の生産現場が見えにくくなってきました。しかし、それに反するように食の安全に対する関心が高まってきています。地域の農業を育て、地元産の農産物を食べる（地産地消）ということは、新鮮さ、おいしさ、安さに加えて、生産者と消費者が結びつく、お互いの顔の見える農業を守っていくことです。これこそが食の安全への第一歩ではないでしょうか。そうすることで、私たちが口にする食べ物がいかに大切に育てられているかを知ることができ、また、そこにすむ生きものたちに関わる様々な学習をする中で、消費者自身も自然の中で育つ安全で豊かな農産物の本来の姿を学んでいくことができます。

急がれる対策

農地に散布される化学肥料や家畜の伝染病など、最近私たちが口にする食べ物の安全性が揺らいでいます。生ごみや落ち葉などの堆肥を利用したり、有機農法や減農薬に努めたりするなど、食べ物の安全性を確保するとともに、地力の回復にも努めていく必要があります。急激に農地が失われていく今、命に直結する食べ物の生産現場をいかに守っていくか、生産者、消費者、行政が一体となって、今までの施策にとらわれない新しいアイデアを出し合い早急に実行していくことが求められています。

取組の枠組み

基本方針は大きく、森林、身近な自然、農地、動植物との共生の4つに分けています。森林は、植林地など市内でも山間部の森林、身近な自然は雑木林など市街地周辺にある自然、農地は市内の農地全体、動植物との共生は動植物と人との関係についてで、それぞれ緑に関する環境への取組手段として示しています。



取組内容

基本方針（１）緑豊かな森林を守り、育てる

環境目標

指 標	現況値	目標値
森林面積	6,455ha	6,455ha

現況値出典：東京の森林・林業

取組の方向性 ア 植林地の管理と保全

青梅市の森林の多くを占める植林地は、林業の衰退、従事者の高齢化、後継者不足などにより、個人として管理していくのが困難となり荒廃した植林地が増加しています。一方、森林のもつ多様な公益的機能がますます重要視されています。市民一人ひとりが森林保全に対する関心を高めていくとともに、長期的展望に立ち、森林のもつ多様な公益的機能の発揮に向けた適正な森林整備を推進していきます。

具体的施策１ 森林の保全

造林、間伐など適正な森林施業の実施を支援し、健全な森林の保育、保全を図ることにより、森林のもつ多様な公益的機能の回復に努めていきます。

具体的施策２ 森林保全ネットワークの構築

森林ボランティアやNPOの活動を活発におこない、森林保全のネットワークを構築します。

主体別取組

市民	森林保全について学び、活動に参加します。 枝打ちや下草刈りなどの森林作業に参加します。 緑の基金等、緑を守る運動に協力します。
市民団体	市民によるモニタリング・維持管理のシステムをつくります。 ボランティアグループの輪を広げるために、市と協力し、ボランティアへの呼びかけや、PRを行います。
市	造林や間伐に対する補助金交付事業を継続実施します。 水源林の維持管理・保全に取り組みます。 手入れの行われていない森林を対象に森林再生事業を推進します。 松くい虫の防除対策を継続実施します。 森林保全リーダーを養成していきます。 スギ・ヒノキと広葉樹との混交林化を推進します。 ボランティアやNPO活動の拠点となり、市民の交流の場ともなる施設を検討します。 森林ボランティア活動のPRを行います。 森林に対する環境保全のための、支援制度について検討します。
事業者	技術指導・道具の貸し出し等の協力を行います。 市民と一緒に、ボランティア活動に積極的に参加します。 NPO活動の支援をします。 森林の置かれている現状や公益性について広報活動します。
滞在者	森林保全の大切さを知り、青梅市の取組に協力します。 森林火災の防止に積極的に協力します。

取組の方向性 イ 林業の振興

森林の荒廃は、安い輸入材におされ、国産木材の需要が減少したことによるところが大きいと考えられます。このことは、熱帯雨林の減少にもつながっています。日本の伝統的な木の文化を見直し、時代に合った新たな木の文化を創造し、林業の振興をはかるとともに、地域の林業を市民みんなで支えていきます。

具体的施策3 地域木材の使用の拡大

地域で伐採された木材の活用を図ります。

具体的施策4 林業後継者の育成

林業後継者の育成を図ります。



主体別取組

市民	建築や木工製品について積極的に地域木材を使用します。 地域木材を使用した製品を積極的に購入します。
市民団体	地域木材の使用をPRします。
市	市庁舎等の市の施設には、地域木材の使用に努めます。 地域木材の使用をPRします。 小・中学校で使用する木製品には、地域木材の使用に努めます。 間伐材の利用方法について検討し、間伐材の利用を推進します。 木工のための機材や道具を用意し、市民が木工体験などを行えるような施設の整備に努めます。 林業従事の人材の育成と確保に向けた担い手育成事業を推進します。 地域木材を使用した木工の体験・販売施設を検討します。
事業者	地域木材を使う製品などのアイデアを出し、地域木材の使用を推進します。 施設建設等の際、地域木材を積極的に使用します。 林業従事の人材の育成に努めます。 間伐材の利用方法について検討し、間伐材の利用を推進します。 間伐材の買取制度に取り組みます。

基本方針（２）身近な自然を守り、育てる

環境目標

指 標	現況値	目標値
市街化区域における山林面積	5.6 ha	5.0 ha

現況値出典：青梅市財務部資料

市街化区域における山林面積は、大きく減少する傾向にあります。このため、減少率を極力抑えた目標値を設定しました。

取組の方向性 ア 身近な自然の保全・育成

丘陵地・里山・平地林・崖線緑地など、私たちの生活圏と接する身近な自然は開発により年々減少しています。こうした身近な自然を守り、そこに生きている動植物と共存・共生する環境をつくっていきます。

具体的施策５ 緑のネットワークづくり

丘陵地・湧水地・平地林・崖線・里山・巨木・古木などを保全し、緑のネットワーク化を進めます。



主体別取組

市民	自然の保全活動に積極的に参加します。 私有地内の屋敷林・巨木・古木等の保存に努力します。
市民団体	身近な自然に生息する動植物を調査します。 市民によるモニタリング・維持管理のシステムをつくります。 地域の特徴を盛り込んだマップをつくります。
市	保全区域・保存樹木等の指定により、緑のネットワーク化が行えるように努めます。 自然地における一定規模以上の開発等については、環境配慮指針を策定し、指導していきます。また、事業者が市民に説明する公開の場を設けるよう指導する等情報の公開に努めます。 公園・緑地の整備にあたっては、計画段階から市民と協働で取り組みます。 緑地を担保するため、所有者の理解を得て、緑地保全区域等の指定に努めます。 市街化調整区域内の緑の保全の方針を明確にし、開発等から緑を保全していく施策に取り組みます。
事業者	自然環境を保全するよう配慮し、事業を行います。 大規模開発を行う場合には、計画段階から市と市民に説明し、話し合う公開の場を設けます。
滞在者	花や木をいつくしみ大切にします。

取組の方向性 イ 市街地の緑の保全と創出

市街地の緑を守り育てると共に、新しい緑の創出をおこない、緑のネットワークをつくり、潤いのある生活環境を創造していきます。

具体的施策6 緑の生活空間の創造

緑の生活空間を創造し、緑の景観づくりをします。

主体別取組

市民	生垣の設置など宅地の緑化を行います。
市民団体	地域の緑化や緑地の保全・管理を行います。
市	公園緑地の整備を進めます。 市の施設の緑化に努め、できるだけ在来種の草花を植えます。 大径木を含む街路樹を維持し、美しい町並みを創出します。
事業者	事業区域内を積極的に緑化します。 緩衝緑地の設置や接道緑化を積極的に行います。 周囲の景観や環境との調和を考慮した、施設を計画します。

取組の方向性 ウ 自然に親しむ場所の創造

子どもたちが、自然とふれあいながら遊んだり、学んだりできる空間や、私たちが、自然とふれあいながら余暇をすごしたり、癒したりできる空間を市民と行政が協働で創造していきます。

具体的施策7 自然に親しむ場所の創造

自然と親しめる憩いの空間や、自然教育の場をつくります。

主体別取組

市民	環境教育ができる森などの計画・管理を市と協働して行います。 親子で自然と親しみ学びます。 グリーンマップを市と協働して作成します。 樹木にネームプレートを付ける等の取組を市や市民団体と協働して行います。
市民団体	環境教育ができる森などの計画・管理を市と協働して行います。 グリーンマップを市と協働して作成します。 樹木にネームプレートを付ける等の取組を市や市民と協働して行います。
市	自然環境に配慮した遊歩道・ハイキングコースの整備を行います。 環境教育が推進できるような森を整備します。 グリーンマップを作成します。 森の木や街路樹にネームプレートをつけるなど、市民が自然環境に興味を持ち親しめるような取組を行います。 広場・公園・市の施設、園路などには、天然素材をなるべく使用します。
滞在者	みんなが気持ち良く自然と親しめるよう配慮します。 青梅市の活動にいっしょに取り組みます。

基本方針（３）恵み豊かな農地を活かす

環境目標

指 標	現況値	目標値
経営耕地面積	3 6 1 ha	3 2 1 ha

現況値出典：農業センサス

経営耕地面積は、大きく減少する傾向にあります。このため、減少率を極力抑えた目標値を設定しました。

取組の方向性 ア 農地の保全

農業従事者の減少に伴って遊休農地が増え、農地が姿を消しています。一度失われた農地を元の状態に戻すのは大変なことです。貴重な公益的機能を保つため優良な農地をできる限り保全していきます。



具体的施策 8 遊休農地や使われなくなった谷戸田の活用

遊休農地や使われなくなった谷戸田を活用し、農業体験・農業学習など市民が農業と触れ合う場の充実をはかります。

具体的施策 9 農地の保全

効率的な農地利用ができるような支援策を講じて、利用促進を図り農地を保全します。

主体別取組

市民	農業を体験し、農業の大切さを学習します。
市	市民農園等、市民が農業とふれあえる場所を拡充していきます。 学校農園を拡充していきます。 遊休農地や谷戸田を利用した農業体験・農業学習施設（アグリパーク）を整備します。 効率的な農地利用が図れるように基盤整備を行います。
事業者	市民農園の利用者に対し、技術指導や農具の貸し出しを行い、市民の農業体験を支援します。

取組の方向性 イ 人や環境に優しい農業の推進

農業では、慣行的な農薬・化学肥料使用による地力の低下などが問題になっています。消費者は、農作物の安全性に強い関心を持っています。安心して食べることのできる作物について、農業者も消費者も共に考え直していきます。

具体的施策 10 環境負荷の少ない持続的農業の推進

農薬・化学肥料使用量の削減や環境負荷の少ない農業に取り組みます。

主体別取組

市民	有機農法によりつくられた農作物を率先して購入します。 生ごみや落ち葉などの堆肥化に取り組みます。
市	環境に優しい農業の推進をPRします。 事業者や農業団体、都や国と協力し、循環型農法・有機農法の推進に取り組みます。
事業者	市や他の機関と協力し、農薬・化学肥料をできるだけ使わない、人や環境に優しい農業を推進します。 農産物の販売時に有機農法・循環型農法の表示を行います。

取組の方向性 ウ 農業の振興

採算や後継者不足といった問題で、地域の農業は大変厳しい状況にあります。これらの問題に地域全体で取り組み、地域で生産した農産物を地域で消費する「地産地消」を基本に、消費者から見える農業を推進しながら、地域の農業の振興をはかります。

具体的施策 11 地産地消の推進

特産物の育成や地産地消を推進し、地域農業の振興をはかります。

具体的施策 12 農業の担い手の確保

新たな農業の担い手を確保し、援農ボランティア や定年帰農者などを積極的に支援します。

主体別取組

市民	地元産の農産物を率先して購入します。 援農ボランティアに参加します。
市民団体	イベント等を開催し、消費者と生産者のお互いの理解を深める支援をします。
市	交流型農業・観光農業の推進に取り組みます。 事業者等と協力し特産物の開発に取り組みます。 地元産の農産物の販売促進に取り組みます。 地元産の農産物の学校給食などへの使用を推進します。 農業の後継者育成の取組を行います。
事業者	市・農業団体等と協力し、特産物の開発や技術開発に取り組みます。 農産物の販売時に地元産の表示を行います。
滞在者	援農ボランティアに参加します。

基本方針（４）人と動植物との共生

取組の方向性 ア 多様な動植物を育む自然環境の保全

私たちの身近には、多くの動物や植物が生息しています。しかし最近では、生息圏の減少、外来種問題、特定の動植物の異常な増加といった問題が起きており、これらの問題は、人間の活動と深い関係があるものと考えられます。人間優先の立場から一歩出て、動植物とより良い関係を築き、保全することが必要です。



具体的施策 13 地域の生態系の保全

生き物の種の数を確保するために、動植物の生息地を守ります。

主体別取組

市民	市や事業者と協力し動植物の調査・保護に協力します。 外来種の魚類を放流しません。 野生動物にみだりにえさを与えません。 飼いきれなくなったペット（アライグマ・カメ等）を捨てません。 希少な動植物を勝手にその生息地から持ち出しません。 市民による地域の自然環境調査・生物調査を行い、参加します。 除草剤をなるべく使用しません。
市民団体	市民による動植物のモニタリングシステムをつくります。
市	市民・事業者と協働して自然環境調査を行い、在来生物の種の数を確保するため市独自のレッドデータブックの作成・動植物の保護区域・保護動植物の設定を検討します。 外来種問題、光害の調査・対策に取り組みます。 獣害の調査・対策に取り組みます。 動物の移動経路を確保する緑の回廊づくりに努めます。 生態学調査にもとづいた開発のガイドライン等の作成に取り組みます。 水源地域を保全する施策に取り組みます。
事業者	自然環境、地域の生態系に配慮した計画を行います。 地域の生態系を乱すような外来種の動植物の販売には、国などの指導に従い、細心の注意を払います。
滞在者	動植物をいつくしみ大切にします。 自然環境調査に協力します。 外来種の魚類を放流しません。 野生動物にみだりにえさを与えません。 飼いきれなくなったペット（アライグマ・カメ等）を捨てません。 希少な動植物を勝手に生息地から持ち出しません。